

第3章 部門別の概念・定義等と推計方法

この章では、基本分類部門ごとに各部門の①概念・定義及び範囲がどのように定められており、②作成に当たって用いた基礎統計資料は何か、③国内生産額、投入額及び産出額の推計方法はどうか等について記述した。

この章の記述は、全体を大きく内生部門、最終需要部門、粗付加価値部門の3つに分け、それぞれ省庁別にまとめてある。

したがって、各節は一定の基準に添って説明することとしたが、各省庁の説明の便宜により構成の異なるところがある。

第1節 内生部門

1. 農林水産省担当部門

I 概念・定義及び範囲

1. 農業部門

日本標準産業分類（1976年5月改訂版、以下「産業分類」という。）による大分類A-「農業」で規定している生産活動とほぼ一致するが、自家栽培の原料を用いた製造・加工活動と同分類の細分類0149-「その他の施設園芸農業」のうち、「しいたけ栽培農業」及び同細分類0541-「園芸サービス業」の生産活動は含まない。

自家栽培の原料を用いた製造・加工活動は製造業へ、しいたけ栽培活動は林業にそれぞれ含まれる。

生産物の範囲は、上記で規定した活動により生産される財貨及びサービスの一切であり、稻におけるくず米、稻わら、畜産におけるきゅう肥等の副産物をも含んでいる。

以下、部門別に生産物の範囲を示す。

この部門の生産物は、玄米及びその副産物（くず米及び稻わら）である。

麦類（0011-20）

この部門の生産物は、六条大麦、裸麦、小麦、二条大麦

（ビール麦）、えん麦及びらい麦である。

野菜（0012-00）

この部門の生産物は、「生産農業所得統計」でとらえてい

る野菜の範囲である。

とうもろこし（未成熟）・えだまめ・さやえんどう・そ
らまめ（未成熟）・さやいんげん・きゅうり・しろり・
かぼちゃ・すいか・温室メロン・露地メロン・なす・トマ
ト・いちご・ピーマン・とうがらし・とうがん・にがうり
・へちま（食用）・オクラ・キャベツ・はくさい・非結球
つけな・ほうれんそう・ねぎ・たまねぎ・たけのこ・レタ
ス・セウリー・パセリ・カリフラワー・アスパラガス・わ
けぎ・にら・みづば・しゅんぎく・にんにく・らっきょう
・ふき・みょうが・うど・わさび・はたまねぎ・しそ・ブ
ロッコリー・せり・レッドキャベツ・こもちかんらん・た
いさい・からしな・だいこん・かぶ・にんじん・ごぼう・
さといも・れんこん・くわい・やまのいも・ゆりね・じょ
うが・わさびだいこん・マッシュルーム等

果実（0013-00）

この部門の生産物は、「生産農業所得統計」でとらえてい
る果実の範囲と「植物生長」である。

みかん・なつみかん・ネーブルオレンジ・はっさく・いよかん・りんご・ぶどう・日本なし・西洋なし・もも・おうとう・うめ・びわ・かき・くり・すもも・いちじく・あんず・くるみ等
いも類 (0014-10)

この部門の生産物は、かんしょ及びばれいしょである。

雑穀 (0014-20)

この部門の生産物は、とうもろこし、あわ、ひえ、きび、そば及びもろこし（こうりゃん）である。

豆類 (0014-30)

この部門の生産物は、大豆、そらまめ、いんげんまめ、小豆、らっかせい、えんどう、ささげ及び綠豆である。

油糧作物 (0014-40)

この部門の生産物は、なたね（種実）、ごま、オリーブ等である。

砂糖原料作物 (0014-50)

この部門の生産物は、さとうきび及びてんさいである。

飲料用作物 (0014-60)

この部門の生産物は、輸入のコーヒー豆、カカオ豆及び茶（生葉）、ホップ（乾花）、茶の「植物生長」である。

その他の食用耕種作物 (0014-90)

この部門の生産物は、輸入の香辛料、食用工芸作物（こんにゃくいも、きくいも）及び「作物統計」で調査の行われている飼料作物（青刈とうもろこし、まめ科牧草、いね科牧草等）である。

葉たばこ (0015-10)

この部門の生産物は、葉たばこであり、一次乾燥のうえ調整されたものである。

非食用耕種作物 (0015-20)

この部門の生産物は、輸入の生ゴム、輸入の綿花及び薬用作物（薬用人参、除虫菊、はっか、ラベンダー、ホウショウ）、製紙原料作物（こうぞ、みつまた、マオラン、ところあおい及びこうぞ、みつまたの「植物生長」）、敷物原料作物（いぐさ、しちとうい）、あさ、あま、こうま、ラミー等の織物原料作物及び輸入の織物原料作物、あい、こりやなぎ、ほうききび、へちま、紅花等の工芸作物、種苗、肥料用作物、生花、しば等である。

酪農 (0016-10)

この部門の生産物は、生乳、乳子牛（と殺向け）及び他の酪農生産物としての乳用牛の頭数増及び成長肥大、きゅう肥である。

養鶏 (0016-20)

この部門の生産物は、鶏卵、ブロイラー、成鶏（廃鶏）及び他の養鶏生産物としての鶏ふん、採卵鶏の羽数増、

不正常卵である。

養豚 (0016-30)

この部門の生産物は、豚及びその他の養豚生産物であるきゅう肥である。

肉牛 (0016-40)

この部門の生産物は、肉用牛（役用牛を含む。）及び他の肉牛生産物であるきゅう肥である。

その他の畜産 (0016-90)

この部門の生産物は、羊毛、肉畜である馬（農耕馬）、軽種馬、やぎ、めん羊及び他の畜産生産物である。毛皮用動物（ミンク、ギンギツネ、うさぎ）、食用鳥類（あひる、あひるの卵、うづらの卵、七面鳥等）、その他の食用畜産生産物（やぎ乳、はちみつ）、愛玩鳥類（カナリヤ、セキセイインコ、文鳥等）、実験用動物（マウス、モルモット等）、みつばち（輸出）、と毛及びきゅう肥である。

養蚕 (0017-00)

この部門の生産物は、蚕繭（上繭、種繭、玉屑繭）及び養蚕副産物である繭綿、蚕種（輸出分）と桑の「植物生長」である。

獣医業 (0020-01)

この部門の生産活動は、獣医師免許所有者が産業用動物及び愛玩動物に対して、内科的、外科的、歯科的獣医業を行うサービスをいう。

農業サービス（除獣医業）(0020-09)

この部門の生産活動は、カントリー・エレベーター、ライスセンター、稚蚕共同飼育業のサービス、土地改良区、青果物共同選果場、種付業、航空防除のサービス及び農業指導サービスである。

2. 林業部門

産業分類、大分類B-「林業、狩猟業」で規定している林業の生産活動であり、山林用苗木の育成、造林、立木の保育、保護、素材・薪炭生産、木の実、きのこ類、樹皮等の採集が含まれている。

また、「産業分類」では農業に規定しているじいたけ栽培もこの部門に含む。

生産物の範囲は、上記で規定した活動により生産された財貨の一切であり、以下、部門別にその範囲を示す。

育林 (0211-10)

山林用苗木（造林用、治山用苗木）の育成、造林及び林木の保育、保護などを行う生産活動をいう。生産物は、造林用苗木、治山用苗木、立木である。なお、造林用苗木は中間生産物であるがこの部門の生産物として含めている。

特用林産物 (0212-10)

「農林水産省統計表」に定める特用林産物のうち、山林

原野等から採集されたり、くるみ等の樹実、まつたけ、しいたけ等のきのこ類、しゅろ皮等の樹皮、竹材にたけのこ（非栽培）、うるし等を加えたものがこの部門の生産物である。なお、これらの生産物は販売用、業務用、自家用とに区分されるが、統計は自家用分が含まれていない場合が多い。その中でもとくに竹材については、その量が多いと考えられるので、前記統計表以外に別途推計してこれを加えてある。

薪炭製造（0212-20）

薪、木炭を製造する生産活動をいい、その生産物は薪及び木炭（黒炭、白炭）である。

素材（0220-00）

立木を伐採し、枝払い、玉切り等を施し、丸太（そま角、大割材などを含む。）を製造する生産活動をいい。

3. 漁業部門

産業分類、大分類C-「漁業、水産養殖業」で規定している生産活動とほぼ一致するが、漁家が自家取得物の原材料を用いて製造・加工を行うものは漁業とせず製造業とする。生産活動の内容は、海面及び内水面において自然繁殖している水産動植物の採捕と生産手段たる漁船内の加工（母船式さけ、ます漁業）及び同水面に人工的設備を施し、水産動植物の養殖を行うものである。生産物の範囲は、上記で規定した活動により生産された財貨の一切であり、以下、部門別にその範囲を示す。

沿岸漁業（0410-10）

漁船非使用漁業、無動力船及び動力10トン未満の漁船を使用する漁船漁業並びに定置網漁業、地びき網漁業をいい。

遠洋沖合漁業（0410-20）

「漁業養殖業生産統計年報」で定める遠洋漁業（遠洋まぐろはえなわ漁業、遠洋底びき網漁業、以西底びき網漁業等）、沖合漁業（動力10トン以上の漁船を使用する漁業のうち、遠洋漁業及び定置網漁業、地びき網漁業を除いたもの）及び捕鯨業をいい。（母船式漁業で生産される船上加工品を含む。）

海面養殖業（0410-30）

海面又は海面以外の場所に設けられた施設において、海水を利用して水産動・植物の養殖を行う活動をいい。

具体的には、「漁業養殖業生産統計年報」で定める「海面養殖業」の範囲とほぼ同じであるが、真珠生産の中間生産物である真珠母貝、同種苗並びにかきの種苗は含めない。ただし、上記の中間生産物であっても、その輸出分は生産に含める。

内水面漁業（0430-10）

河川、湖沼等の淡水において自然繁殖している水産動・

植物を採捕する活動をいい。具体的には、「漁業養殖業生産統計年報」で定める「内水面漁業」の範囲と同じである。

内水面養殖業（0430-20）

内水面に設けられた施設において、水産動・植物の養殖を行う活動をいい。具体的には、「漁業養殖業生産統計年報」に定める「内水面養殖業」に観賞魚（金魚、色ごい）の生産活動を加えたものである。

4. 食品工業部門

産業分類、中分類18~19-「食料品・たばこ製造業」で規定している生産活動から細分類1893-「有機質肥料製造業」を除いたもの及び細分類2625-「塩製造業」、細分類9521-「畜場」でのと殺、解体活動と農・漁家で行う自家原材料による食料品の製造活動である。

したがって、食品工業部門における生産物の範囲は、上記で規定した活動により生産される財貨の一切であり、いずれもその副産物を含む。

なお、塩、酒類、煙草は食品工業部門であるが大蔵省の担当部門である。

と殺（含肉鶏処理）（2011-00）

家畜・家きんをと殺解体し、枝肉、原皮、鶏肉及び内臓等を製造するまでの生産活動をいい、その生産物は、枝肉、原皮、と殺副産物、鶏肉、肉鶏処理副産物である。

畜産びん・かん詰（2012-10）

畜産物を主な材料として保存食品（びん詰・かん詰等）を製造する生産活動をいい。その生産物は、食肉びん・かん詰、調理特殊かん詰、レトルト食品である。

肉加工品（2012-20）

畜肉製品を製造する生産活動をいい、その生産物はハム、ベーコン、ソーセージである。

動物油脂（2012-30）

ラード（精製）は、家畜の骨、内臓、脂肉などから油脂（原油）を製造し、さらにこれを原料とし、ラードを製造する生産活動をいう。（なお、ラードには純製ラードと調製ラードとがあり、前者は精製（脱酸、脱色及び脱臭）した豚脂を急冷し、ねり合わせてつくられた固型脂、調製ラードとは、精製した豚脂を主原料とし、これに他の精製した油脂を一部配合した後、急冷し、ねり合わせてつくられた固型脂をいう。）

非食用向け動物原油はラード（精製）に向けられた原油以外のものをいう。

酪農品（2020-00）

飲用牛乳、乳製品を製造する生産活動をいい、その生産物は飲用牛乳（牛乳・加工乳・乳飲料）、粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリームミックスパウダー、アイス

「クリーム」、「発酵乳及び乳酸菌飲料である。」
農産びん・かん詰（2030-10）

果実及び野菜を主な原料として、保存食品（びん詰・かん詰等）を製造する生産活動をいい、その生産物は、果実びん・かん詰、野菜びん・かん詰、ジャムびん・かん詰、その他のかん詰（漬物・飯類・野菜ジュース等）である。
その他の野菜・果実加工（2030-90）

野菜及び果実等を主な原料として農産加工品（びん・かん詰等を除く）を生産する活動をいい、その生産物は、冷凍野菜・果実、濃縮果汁、漬物、その他（切干かんしょ、かんぴょう、カップジャム、農産つくだに、ポテトチップ、マッシュポテト等）である。

水産びん・かん詰（2040-10）

魚介類を主な原料として、水産かん詰（びん詰等を含む）を生産する活動をいい。また、副産物である「魚あら」を含む。

ねり製品（2040-21）

魚介類を主な原料として、やきにくわ、かまぼこ等の水産ねり製品を生産する活動をいい。具体的には、「水産物流通統計年報」に定める「ねり製品」の範囲と同じである。また、副産物である「魚あら」を含む。

水産食品（2040-22）

魚介類を主な原料として、焼・味つけのり、節類、水産物つくだ煮、寒天等の水産食品を生産する活動をいい。具体的には、「水産物流通統計年報」に定める「節類」及び「他の水産加工品」のうち、陸上で加工されたもの（以下、「陸上加工分」という。）及び一般海面漁業によって船上で加工されたもの（以下、「一般海面漁業分」という。）である。また、副産物である「魚あら」を含む。

冷凍魚貝類（2040-31）

水産物を凍結する生産活動をいい、その範囲は原則として、「水産物流通統計年報」に定める「冷凍品」のうち「陸上加工分」及び「一般海面漁業分」である。また、副産物である「魚あら」を含む。

塩藏・乾燥・くん製品（2040-32）

魚介類を主な原料として、煮干し、くん製等の水産加工品を生産する活動をいい。具体的には、「水産物流通統計年報」で定める素干し、塩干し、煮干し、くん製、塩蔵品のうち「陸上加工分」と「一般海面漁業分」とである。また、副産物である「魚あら」を含む。

魚油・魚かす（2040-40）

魚油及び魚かすを生産する活動をいい。具体的には、「水産物流通統計年報」で定める「魚油及び粗製肝油、内臓油」「その他魚油（海獸油を含む）」及び「身かす」「あらかす」

「魚粉」、「フィッシュソリュブル」、「貝がら粉」、「その他の飼肥料」である。

精穀（2050-10）

米・麦の精穀を行う生産活動をいい、その生産物は、国産精米（政府所管分、農家自給分、自主流通分、自由売分、くず米、輸出精米）、輸入精米、その他の精穀（米ぬか、精麦、麦ぬか）である。

製粉（2050-20）

粉類を製造する生産活動をいい、その生産物は小麦粉、ふすま、そば粉、こんにゃく粉、穀粉である。

パン・菓子（2060-00）

パン類及び菓子類を生産する活動をいい、その生産物は食パン、学校給食パン、菓子パン、その他のパン、キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューバンガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、その他の菓子である。

砂糖（2070-00）

精製糖を製造する生産活動をいい、その生産物は国産原料精製糖（てんさい糖、かんしゃ糖）、輸入原料精製糖、含みつ糖及び副産物（糖みつ、ビートパルプ）である。

植物油脂（2091-10）

植物原油（非食用分）の製造、原油をさらに加工して食用油、マーガリンなどの精製油及び調製品を製造する生産活動をいい。その生産物は、食用なたね油（からしな油を含む。）、食用大豆油、その他の植物性食用油、マーガリン、ショートニング、非食用向け植物原油及び植物原油かす（なたね油かす、大豆油かす、米ぬか油かす等）である。

調味料（2091-20）

この部門の生産物は、みそ（農家自給分を含む。）、しょゆ（農家自給分を含む。）、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマトケチャップ、食酢、即席カレー、純カレー、グルタミン酸ソーダ、その他の調味料である。なお、卵白（マヨネーズ副産物）を含む。

めん類（2091-30）

小麦粉、そば粉等から、めん類を製造する生活産動をいい、その生産物は、乾めん、即席めん、マカロニ、スパゲティ、生めんである。

でん粉（2091-40）

かんしょ、ばれいしょ、穀物からでん粉を製造する生産活動をいい、その生産物は、かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小麦でん粉、コーンスターク及び副産物（でん粉かす）である。

水あめ、粉あめ、ぶどう糖（2091-50）

水あめ、粉あめ及びぶどう糖を製造する生産活動をいい、

その生産物は水あめ、粉あめ、ぶどう糖である。

製氷 (2091-70)

販売用氷を製造する生産活動をいう。

茶・コーヒー (2091-80)

生茶葉又は荒茶を主原料として荒茶又は仕上茶を製造する生産活動及びコーヒー豆を主原料としてコーヒーを製造する生産活動をいい、その生産物は、緑茶、紅茶、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒーである。

その他の食料品 (2091-90)

この部門の生産物は、「工業統計表・産業編」ふくらし粉、イースト、その他の酵母剤製造業 (1921) と、こうじ、種こうじ、麦芽、もやし製造業 (1927)、豆腐、油あげ製造業 (1928)、あん類製造業 (1929)、冷凍調理食品製造業 (1932)、他に分類されない食料品製造業 (1939) の以上の生産物からホップ及び冷凍魚貝の調理品を除いた品目である。

配合飼料 (2092-00)

穀類などを原料として家畜、家きん等の配合飼料を製造する生産活動をいう。

清涼飲料 (2140-00)

アルコールを含まない清涼飲料及び嗜好飲料を製造する生産活動をいい、その生産物はサイダー、ラムネ、コーラ飲料、フレーバー系炭酸飲料、その他の炭酸飲料、果実飲料 (ジュース) 等である。

5. その他農林漁業関連産業部門

製糸 (2301-10)

日本標準産業分類の小分類製糸業の活動をいう。なお、製糸の生産工程で発生する副産物は生産額に含めず、「魚油・魚かす」部門に競合させる。

わら加工品 (2390-10)

稲わらを主な原料として畳床、わらなわ等のわら加工品を生産する活動をいい、その生産物は畳、畳床、俵、わらなわ、かます及びむしろである。

い製品 (2390-20)

い及びしちとういを主な原料として、い製品を生産する活動をいい、その生産物は畳表、ござ、花むしろ等である。

製材 (2510-10)

丸太 (そま角、大割材などを含む) を原料として、板、角材などを製造する生産活動をいう。また、ひのき、アピトンなどの板類に面とり、さねはぎなどの簡単な加工をほどこした床板の製造活動を含む。

合板 (2510-20)

輸出用単板 (ベニヤ) の製造と自家製又は購入した単板からベニヤ合板 (特殊合板を含む) を製造する生産活動をいう。なお、特殊合板には床板用特殊合板を含む。また、

集成材の生産活動もこの部門に含まれる。

木材チップ (2510-30)

木材チップを製造する生産活動をいう。

農薬 (3118-20)

日本標準産業分類の細分類2693「農薬製造業」の生産活動とする。

II 推計に用いた資料名

1. 農業部門

番号	資料名	年次	出所	備考
1	作物統計	55年	農林水産省	生産額
2	生産農業所得統計	〃	〃	〃
3	生産費調査（米麦、畜産物等）	〃	〃	投入額、生産額
4	食料需給表	〃	〃	産出額
5	物財統計	〃	〃	生産額
6	野菜生産出荷統計	〃	〃	産出額
7	果実加工関係資料	〃	〃	〃
8	果樹生産出荷統計	〃	〃	〃
9	甘しょの生産及び流通の現状	〃	〃	〃
10	ばれいしょの生産及び流通の現状	〃	〃	〃
11	わが国の油脂事情	〃	〃	〃
12	葉たばこ生産費調査	〃	日本専売公社	投入額
13	牛乳・乳製品に関する統計	〃	農林水産省	生産額
14	食肉流通統計	〃	〃	生産額、産出額
15	畜産統計	54, 56年	〃	〃
16	鶏卵食鳥流通統計	55年	〃	生産額
17	農村物価指数	〃	〃	〃
18	農業生産指数	〃	〃	〃
19	養蚕統計年報	〃	〃	〃
20	日本貿易月表	〃	日本関税協会	〃
21	家畜共済統計	〃	農林水産省	〃
22	保険業務資料	〃	〃	生産額、投入額
23	米麦共同乾燥調製事業投入調査	〃	〃	〃
24	稚蚕共同飼育事業投入調査	〃	〃	〃
25	土地改良区等の検査結果	〃	〃	〃
26	青果物集出荷経費調査	〃	〃	〃
27	総合農協統計表	〃	〃	〃
28	農業協同組合経営分析調査報告書	〃	〃	〃
29	青果物集出荷機構調査報告	〃	〃	〃
30	青果物流通経費調査報告	〃	〃	〃
31	農林水産航空年報	〃	農林水産航空協会	〃

2. 林業部門

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国有林野事業統計書	55年	林野庁	生産額
2	苗木需給調整協議会業務資料	〃	〃	〃
3	林業統計要覧	〃	〃	生産額、産出額
4	山林素地及び山元立木価格調	〃	不動産研究所	生産額
5	国有林野事業勘定の財務諸表	〃	林野庁	投入額
6	民有林投入調査結果	〃	農林水産省	〃
7	生産林業所得統計	〃	〃	生産額
8	特用林産物需給表	〃	林野庁	〃
9	しいたけ生産費調査	〃	農林水産省	投入額
10	木炭生産費	〃	林野庁	〃
11	木材需給報告書	〃	農林水産省	生産額
12	林家経済調査	〃	〃	〃

3. 漁業部門

番号	資料名	年次	出所	備考
1	漁業養殖業生産統計年報	55年	農林水産省	生産額
2	漁業経済調査報告	〃	〃	投入額
3	日本貿易月表	〃	大蔵省	生産額
4	内水面養殖業投入調査	〃	農林水産省	投入額

4. 食品工業部門

番号	資料名	年次	出所	備考
1	食肉流通統計	55年	農林水産省	生産額
2	中央卸売市場年報	〃	六大都市	〃
3	鶏卵食鳥流通統計	〃	農林水産省	〃
4	食品工業部門投入調査結果	〃	〃	生産額、投入額
5	缶詰時報	〃	日本缶詰協会	生産額
6	日本食肉加工情報	〃	日本食肉加工協会	〃
7	ハム・ソーセージ年鑑	〃	日本食品経済社	〃
8	わが国の油脂事情	〃	農林水産省	〃
9	牛乳・乳製品に関する統計	〃	〃	〃
10	畜産関係統計月報	〃	〃	〃
11	食品工業動態統計年報	〃	食品需給研究センター	〃
12	冷凍食品に関する諸統計	〃	日本冷凍食品協会	〃
13	中小企業の原価指標	〃	中小企業庁	投入額
14	工業統計表	〃	通商産業省	生産額、投入額
15	水産物流統計年報	〃	農林水産省	生産額
16	北海道水産現勢	〃	北海道庁	〃
17	日本冷蔵株式会社有価証券報告書	〃	日本冷蔵株式会社	投入額
18	食料需給表	〃	農林水産省	生産額
19	食糧管理統計年報	〃	食糧庁	生産額、産出額
20	食料品加工業の現況	〃	〃	生産額
21	小麦二次加工業実態調査結果	〃	〃	投入額、産出額
22	濃厚飼料需給表	〃	農林水産省	生産額
23	農家生計費統計	〃	〃	〃
24	菓子産業統計	〃	全国菓子協会	〃
25	砂糖統計年鑑	〃	精糖工業会	生産額、産出額
26	食品統計年報	〃	農林水産省	生産額
27	いも、でん粉及び水あめぶどう糖の総合参考資料	〃	全日本糖化工業会	産出額
28	茶統計年報	〃	農林水産省	生産額
29	飼料月報	〃	〃	生産額、投入額

5. その他農林漁業関連産業部門

番号	資料名	年次	出所	備考
1	蚕統計月報	55年	農林水産省	生産額
2	工業統計表（組替集計結果）	〃	通商産業省	〃
3	蚕糸絹年鑑	〃	農林水産省	〃
4	生糸製造販売費調査	〃	〃	投入額
5	中小企業の原価指標	〃	中小企業庁	〃
6	わら工品格付基本標準品査定会資料	〃	農林水産省	生産額
7	生産農業所得統計	〃	〃	〃
8	い業生産流通実態調査報告書	〃	岡山県い製品共同販売組合連合会	生産額、投入額
9	い・七島いに関する調査	〃	農林水産省	生産額
10	木材需給報告書	〃	〃	〃
11	木材価格統計表	〃	〃	〃
12	林家経済調査	〃	〃	〃
13	木質エネルギー活用促進調査	56年	林野庁	〃
14	商社及び問屋の他産業向け販売状況表	55年	日本合板工業組合連合会	産出額
15	木材流通構造報告書	〃	農林水産省	〃
16	農薬便覧	〃	〃	生産額
17	鉱工業投入調査結果表	〃	通商産業省	投入額

III 生産額推計

農林水産省担当部門の生産額の推計は、原則として、生産数量に生産者価格を乗じて求めている。この生産数量には、農林漁家が自家消費を目的として製造されるわら加工品や食料品（みそ、精米等）はもちろん、自部門の生産に再投入されるもの（例えば、米部門での種もみ等）も含んでおり、耕種部門についていえば収穫量に相当するものである。一方、生産者価格は、農産物については農家庭先価格、食料品やわら加工品のような工業製品については工場出荷価格であり、いずれも製品出荷後の支払運賃や支払倉庫料は含まれていない。また、林業や漁業のように生産活動を行う場合、不特定であったり広範囲にわたる場合には、生産地市場における価格を用い、この場合、市場手数料は原則として控除しているが、生産地から市場までの運賃は生産者価格を形成するコストとして含んでいる。

なお、自家消費される生産物の評価は、市中の製品価格を基準にして推計した。

以下、農・林・漁業及び食品工業別に推計の方法の大要を説明する。

1. 農業部門

原則として、生産数量については、農林水産省統計情報部（以下、統計情報部という。）「作物統計」、生産者価格については同「物財統計」を用い、上記資料によって推計し難いものについての生産額は同「生産農業所得統計」等で公表している数値によっているが、更に推計困難な品目については省内各原局の業務資料をもとに推計している。

なお、「生産農業所得統計」の農業産出額は、収穫量より中間生産物（種子・飼料等）を差し引きこれに生産者価格を乗じて推計しているため、産業連関表の生産額とは異なるが、中間生産物の調整によって両者の数量、金額は一致する。また、農林水産大臣官房調査課（以下、官房調査課という。）「農業及び農家の社会勘定」における農業産出額は、上記統計情報部の農業産出額を会計年度に組み替えたものであり、計測期間及び中間生産物を調整することによって産業連関表の生産額と一致する。

2. 林業部門

林業生産を国営、民営事業に大別し、国営の生産額については、林野庁「国有林野事業統計書」等により推計し、民営については、統計情報部で推計している「生産林業所得統計」の粗生産額との整合を図りつつ、各種林業関係統計を用いて推計した。

なお、ここでいう国営とは、国有林野事業特別会計による林業経営のみであり、地方自治体及び他省庁等が保有してい

る山林の経営は民営に含まれている。

3. 漁業部門

生産額は、統計情報部「漁業養殖業生産統計年報」によって部門別に推計した。なお、沿岸漁業部門と遠洋沖合漁業部門との区分は、使用される漁船の動力数や漁業種類によって行った。

4. 食品工業部門

生産額は、農林水産省公表数値及び省内各原局業務資料の生産量と価格を利用するとともに、通商産業省「工業統計表」等の資料も用いて推計した。なお、同一品目について二種類以上の公表数値がある場合は、原則として農林水産省の数値を優先して採用した。これは「工業統計表」を利用する場合、同統計表が把握している出荷量は事業所を単位として調査されているため、品目によっては同一製品の同種の他事業への出荷量も含まれており、出荷量が過分に推計されるためである。

IV 投入額推計

投入額推計は、統計情報部が公表している各農産物の「生産費調査」、省内各原局の業務資料、55年表作成のため官房調査課が実施した「特別調査」及び特別会計の経理決算書などをもとに、購入者価格による品目別投入表を作成し、更に別途推計した品目別商業マージン率、運賃率を用いて生産者価格による投入表を作成した。これをもとに省内及び他省庁データとの調整を行い投入数値を確定した。

以下、部門別に推計方法について述べる。

1. 農業部門

統計情報部が公表している各農産物の「生産費調査」を中心に、また、省内各原局の業務資料も参考にして推計した。具体的には、「生産費調査」によって粗収益に対する支出費目別構成比を求め、更にこの費用を「原単位調査」によって品目別構成比に分割し、これを産業連関表部門分類に合わせた品目別構成比に組み替え、この品目別構成比を生産額に乘じて購入者価格による投入額を推計する。次に別途推計した品目ごとの商業マージン、運賃率を購入者価格による品目別投入額に乗じて商業、運賃額の投入額を推計し、これを上述の購入者価格による投入額から差し引き、生産者価格による品目別の投入額を推計した。

なお、粗付加価値額のうち雇用者所得と資本減耗引当については「生産費調査」により、間接税、経常補助金については「補助金便覧」や「農業及び農家の社会勘定」の数値をもとに推計を行い生産額から上記一切の費用を差し引いた残差をもって営業余剰とした。

以上のようにして求めた農業各部門の投入額を積み上げた

主要資材の農業部門全体の投入額については、「農家経済調査報告」による全国推計値や「農業及び農家の社会勘定」の農業資材購入額と比較調整し確定した。

2. 林業部門

林業部門の投入額は、国営と民営とに分けて推計した。国営については、林野庁「国有林野事業特別会計国有林野事業勘定」の経理関係資料をもとに、国有林野事業を育苗、育林、素材生産事業に分割し、これら事業別に林野庁経理課「経理実行総括表」によって事業費を費目に細分し、林野庁業務課に調査を依頼した事業費内訳をもとに推計した。これを産業連関表部門分類に合わせた品目別構成比に組み替え、この品目別構成比を生産額に乗じて購入者価格による投入額を推計した。購入者価格の投入額から生産者価格による投入額への転換は、農業部門と同様の方法によった。

民営の投入額については、55年産業連関表作成のために官房調査課が実施した特別調査「民有林投入調査」及び林野庁各課の業務資料等をもとに推計した。

製材・合板・木材チップについては、通商産業省「工業統計表」や中小企業庁「中小企業の原価指標」等を用いて投入額を推計した。

3. 漁業部門

統計情報部「漁業経済調査報告」等を用い、漁業収入に対する支出費目構成（雇用労賃、漁船費、油費等）を求め、費目の品目構成への細分は同報告書作成の際使用した業務資料を用いて行った。この品目別構成比を産業連関表部門分類に合わせた品目別構成比に組み替え、この品目別構成比を生産額に乗じて購入者価格による投入額を推計した。購入者価格による投入額から生産者価格による投入額への転換は農業部門と同様な方法で行った。営業余剰は、上記報告書の漁業収入から漁業支出を差し引いて、その額とした。

4. 食品工業部門

省内各原局業務資料、55年産業連関表作成のために官房調査課が実施した「特別調査」及び通商産業省「工業統計表」をもとに農・林・漁業各部門の投入額推計と同様な方法で行った。

V 産出額推計

産出額の推計は次のような手順で行った。すなわち、生産額に輸入を加え輸出を控除し、更に在庫純増を加えて国内総供給額を推計し、次に中間需要（内生部門向け）の産出額を決定し、両者の差額を在庫及び輸出を除く最終需要部門へ産出した。

品目ごとの各部門への産出額の推計は、農林水産省「食料需給表」、同「木材需給報告書」及び省内各原局の需給資料等

により需要の内訳が明確なものについては、これに価格を乗じて求めた。ただし、価格は産出先によって大幅に異なる場合があるので、それぞれ産出先に対応した価格を用いた。産出推計の資料がない品目については、原則として産出先部門の投入推計値を用いたが、産出先部門の投入推計値の合計額が供給額を上回る場合は産出先部門の投入推計値の構成比率で供給額を再配分し産出した。

1. 農業部門

食用農産物のうち、食品工業部門の原材料として産出されるものについては、「食料需給表」、原局業務資料等をもとに品目ごとの需要先別産出量を求めるが、一方、これと産出先部門の製品生産量を原料に戻したものとの整合をとるようにする。この需要先別産出量に価格を乗じて産出額を算出する。なお、価格については、食品工業部門（内生部門）向けと最終需要部門（外生部門）向けとの間には価格差を設けた。また、輸入品はすべてC I F価格によった。最終需要部門（輸出を除く）への産出は総供給額から上記の食品工業部門向け産出額を差し引くことによって求め、これを、経済企画庁等のデータをもとに家計・家計外・飲食店等へ分割配分した。

2. 林業部門

苗木の育林部門への産出、立木の素材部門への産出、木材チップのパルプ部門への産出のように産出先が明確なものについては、そのままそれぞれの部門へ全供給額を産出した。

薪炭、素材、製材、合板等については、「木材需給報告書」及び林野庁業務資料をもとに主要産出先別に産出額を確定し、残額については産出先部門の投入推計値をもとに推計した。

3. 漁業部門

生鮮魚貝類、海草類、その他工業用原材料に大別して産出額の推計を行った。生鮮魚貝類の産出先と仕向額については、養殖用種苗、活魚餌料、水産食料品工業向けは投入部門の推計値を用いて確定し、残額を飲食店、家計など最終需要部門へ仕向付た。また海草類については、糊料、アルギン酸ソーダ等の製品生産量を原料にもどし、これをその部門への産出量とし、これに価格を乗じて産出額を推計した。この額と原藻の供給額との差額を水産食料品工業向け、家計など最終需要部門に配分した。工業用原材料は、穀細工用品のごとく産出先が明確なものは全額を該当部門に仕向付、鯨油等は農林水産省「油糧統計年報」等の資料によって産出先と金額を推計した。

4. 食品工業部門

飼肥料用、食品工業原材料向け、飲食店・家計向け等に大別して推計した。飼肥料用の産出額は、配合飼料部門と農業部門の投入推計値を用いた。食品工業原材料については、仕向先が明確なものについては当該部門の製品生産量より原料

の数量を推計し、これに価格を乗じて産出額とし、明確でないものは産出先部門の投入推計値を用いて産出額を決定した。飲食店・家計向け等については、原料部門向け産出額を差し引いた残りを按分のうえ、産出額とした。

VII 昭和50年表との相違点

昭和55年産業連関表農林水産省担当部門の概念定義及びその取り扱い等については、作業用部門分類の一部改訂はあったものの基本的には50年表と同様である。

VIII 留意すべき点

1. 食糧管理特別会計赤字の取り扱い

食管赤字は、食糧庁が主として米、麦を生産者から買上げ(輸入も含む)、それらを維持、管理し需要者に販売する過程で生ずるものであるが、昭和55年表においては、40年、45年、50年の各表と同様、精穀及び製粉部門等への経常補助金として取り扱うこととした。

2. 資本財たる大動物の取り扱い

農林水産省担当の畜産部門でこれに該当する品目は、乳牛、馬及び山羊である。一方、資本財のくず(乳廃牛、廃馬)は、その額を資本形成部門へマイナスアウトプットし、同額をと殺部門へアウトプットして表のバランスを取っている。乳廃牛、廃馬については、資本財生産部門と競合部門が同部門なので、下に示すごとく結果的に相殺されるが基本分類部門表では、資本形成部門でそれぞれプラスとマイナスで計上される。

資本形成額=大動物の頭数増及び成長肥大額ーと殺部門産出額(とくを除く)

3. 立木の生産量について

立木の生産額の推計は、原則として1年間の全成長量とすべきであるが、立木の成長量についての信頼できる統計がないこと、また価格評価が不可能であること等の理由から、昭和55年表の作成に当たっては当該年1か年間の伐採量をもって当たった。

なお、35年、40年、45年及び50年表も同様に取り扱っている。

4. 農林漁家の自家生産物を原料とした

製造・加工活動について

農林漁家では自家の生産物を用いて食料品等の生産活動を行っている。日本標準産業分類では、これらの活動をそれぞれ農林漁業活動と規定しているが、産業連関表では製造された品目が、自給されるか販売されるかを問わず、それぞれの該当部門に格付する。ただし、量的に少ないものはこれを除外した。

2. 大蔵省担当部門

煙草 (2200-00)

1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。よって、専売公社のたばこ製造部門の生産活動をすべて含むことになる。つまり、葉たばこの収納業務から葉たばこの二次乾燥、葉たばこや製造たばこの輸入業務、葉たばこや製造たばこの保管、輸送並びに小売店への配送業務、更に専売公社の工場で使用する機械の製造組立の一部まで含んでいる。

2. 推計方法

- (1) 生産額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。

塩 (2091-60)

1. 概念・定義及び範囲

塩部門の範囲を国内塩（食塩、並塩）、食卓塩、精製塩、漬物塩、特級精製塩、粉碎塩とする。

2. 推計方法

- (1) 生産額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：日本専売公社に依頼して得た特別調査結果によった。

ビール (2110-30)

1. 概念・定義及び範囲

ビール部門の範囲をビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母、生酵母とする。

2. 推計方法

- (1) 生産額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (4) 注意点：輸入麦芽をビール部門に含めた。よって、ビールがビール（輸入麦芽）を投入する自部門投入とした。

添加用アルコール (2110-50)

1. 概念・定義及び範囲

添加用アルコール部門には原料用アルコールは含まれるが、エチルアルコールは含まれない。

2. 推計方法

(1) 生産額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

(2) 投入額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

(3) 産出額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

清酒 (2110-10)

1. 概念・定義及び範囲

清酒部門には清酒、みりん、清酒かす、みりんかすが含まれる。

2. 推計方法

- (1) 生産額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

ウイスキー類 (2110-60)

1. 概念・定義及び範囲

ウイスキー類部門には、ウイスキー及びブランデーが含まれる。

2. 推計方法

- (1) 生産額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (2) 投入額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。
- (3) 産出額：国税庁に依頼して得た特別調査結果によった。

金融 (6200-00)

1. 概念・定義及び範囲

金融市場において、金融資産及び負債の取引を行う活動、具体的には①預貯金の管理、貸付、融資業務、②各種証券（銀行券を含む）の発行引受業務、③為替、証券、商品取引業務、信託業務、投資業務、④信用保証業務など、その他金融の補助的、付帯的業務を行う活動である。

金融部門の範囲には、銀行、政府金融機関を始め、いっさいの金融仲介を業とする機関と、証券業及び証券取引に関する機関及び金融の補助的、付帯業務を行うすべての機関が含まれる。従って、原則としては日本標準産業分類中分類「50 銀行、信託業」「51 農林水産金融業」「52 中小企業、庶民、住宅等特定目的金融業」「53 補助的金融業、金融付帯業」「54 投資業」「55 証券業、商品取引業」に該当する。

昭和55年産業連関表においては、金融の行部門が公的と民間に分割されている。ここでいう公的金融機関とは中央銀行たる日本銀行、郵便貯金、資金運用部、産業投資、都市開発資金金融通の4特別会計と日本開発銀行及び日本輸出入銀行の2銀行、国民金融公庫を始めとする10公庫、海外経済協力基金である。そして、これ以外の金融機関はすべて民間金融機関として扱われる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	銀行局金融年報		大蔵省	生産額
2	郵政統計年報		郵政省	〃
3	大蔵省証券局年報		大蔵省	〃
4	特別会計歳入歳出決定計算書		〃	〃
5	全国銀行財務諸表分析		全国銀行協会連合会	生産額、投入額
6	全国相互銀行財務諸表分析		全国相互銀行協会	〃
7	全国信用金庫次算処理状況		全国信用金庫協会	〃
8	全国労働金庫経営分析表		全国労働金庫協会	〃
9	有価証券報告書		大蔵省	投入額
10	国民所得統計年報		経済企画庁	生産額、投入額
11	法人企業統計年報		大蔵省	投入額
12	農家経済調査		農林省	〃
13	経済統計月報		日本銀行	生産額、投入額

3. 推計方法

- (1) 生産額：金融機関ごとに損益計算書により、手数料収入と帰属サービス（=帰属利子＝受取利子－支払利子）を求めた。なお求めた計数はいずれも昭和55年度のものであるため、55暦年への転換は（54年度×1/4）+（55年度×3/4）で行った。
- (2) 投入額：金融機関の損益計算書により雇用者所得、資本減耗引当、間接税、物件費その他の費用の各投入部門への分割を、全国銀行財務諸表分析、有価証券報告書及び大蔵省銀行局業務資料を利用して行った。また、細分割は他部門との調整を通じて得られた情報等に基づいて行った。
- (3) 產出額：帰属利子の產出配分の取扱いについては、①民間金融は全銀ベースの貸出残高（日銀による産業別貸出残高）の比率で分割し、更に細い産業分類は生産額の比率で分割、②公的金融は、農林系金融機関を農林部門へ分配し、残りは日本開発銀行の産業別貸出残高で分割した。ただし、家計部門への產出はSNAの解釈上行わないことにした。また、手数料の產出額については適当な配分方法がないので、帰属利子の配分比率に応じて配分した。

生命保険（6300-10）

1. 概念・定義及び範囲

生命保険、年金保険など特定の被保険者を前提とし、被保険者の生死によって生ずる経済生活の不安定を除去する保険のサービス及びその補助的、付帯的サービスを行う活動を範囲とする。原則としては、日本標準産業分類の小分類「561 生命保険業」及び生命保険のための「571 保険媒介代理業」「572 保険サービス業」が該当する。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	保険年鑑		生命保険協会 日本損害保険協会	
2	銀行局金融年報		大蔵省	
3	特別会計決算書		〃	
4	大蔵省業務資料		〃	
5	郵政省業務資料		郵政省	
6	有価証券報告書		大蔵省	
7	国民所得統計		経済企画庁	

3. 推計方法

(1) 生産額：

$$\text{生産額} = \{ (\text{保険料受取}) + (\text{資産運用収益}) \} - \{ (\text{保険金支払}) + (\text{解約返戻金}) + (\text{※社員配当金} \\ \text{及び準備金純増}) + (\text{支払・責任準備金純増}) \} \\ = \text{事業費} + \text{内部留保} (\text{死差益}, \text{費差益}, \text{解約差益} \\ \text{及び利益差からの留保分})$$

* 社員配当金及び準備金純増=死差益、費差益、解約差益及び利差益に基づく配当金

また、簡易保険年金は、次式によった。

$$\text{保険勘定の生産額} = (\text{保険料收入} + \text{運用收入} + \text{雑收入}) - \{ (\text{保険金} + \text{還付金} + \text{諸払戻及び補填金}) + (\text{責任準備金純増額}) + (\text{分配金} + \text{分配準備金純増額}) \} = (\text{郵政事業特別会計へ繰入}) + (\text{簡易保険年金福祉事業団交付金}) + (\text{本年度剩余金})$$

$$\text{年金勘定の生産額} = (\text{郵便事業特別会計へ繰入}) + (\text{簡易保険郵便年金福祉事業団交付金}) + (\text{本年度剩余金})$$

なお、求める計数は、いずれも昭和55年度のものであるため、55暦年への転換は（54年度×1/4）+（55年度×3/4）で行った。

(2) 投入額：本部門においても、金融部門同様、特別調査

を行わなかったため、資料は大蔵省及び郵政省の業務資料に全面的に依存した。

(3) 産出額：全額を家計消費に産出した。

損害保険 (6300-20)

1. 概念・定義及び範囲

火災、海上、自動車等の事故その他に起因する保険サービス及びその補助・付帯的サービスを指す。よって、原則としては、日本標準産業分類の小分類「562 損害保険業」及び損害保険のための「571 保険媒介・代理業」、「572 保険サービス業」が該当する。なお本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、中小企業信用保険公庫が含まれるほか、在日外国損害保険会社が含まれる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	保 险 年 鑑		生命保険協会 日本損害保険 協 会	
2	銀 行 局 金 融 年 報		大 蔵 省	
3	特 別 会 計 お よ び 政 府 関 係 機 関 決 算 書		〃	
4	大 蔵 省 業 務 資 料		〃	
5	農 林 省 業 務 資 料		〃	
6	有 億 証 券 告 報 書		〃	

3. 推計方法

(1) 生産額：

①民間損保の場合

$$\begin{aligned} \text{生産額} = & \{ (\text{正味保険料収入}) + (\text{資産運用収益}) + \\ & - \{ (\text{正味支払保険金}) + (\text{解約・満期返戻金等}) + (\text{社員配当金及び準備金純増額(費差益, 解約差益及び利益差からの留保分)}) \\ & + (\text{支払準備金純増}) + (\text{責任準備金純増}) \} \end{aligned}$$

②公的損保の場合

$$\text{生産額} = \text{保険料受取} - \text{保険料支払} - \text{支払準備金純増}$$

(2) 投入額：生産額の推計と同じ資料を用いて最初に、雇用者所得、物件費、資本減耗引当、間接税、営業余剰に分割した。次いで、大蔵省業務資料、農林省業務資料及び各機関の業務資料を参考にして投入内訳を細分したのは金融、生保部門の場合と全く同一である。

(3) 産出額：国営の保険については、対応関係が明らかなものは、その部門に配分し、民営分については、まず家計に対する帰属サービスを控除し、また、対応関係が明確な

ものはその部門に配分した。両者の残余については、法人企業間接調査を利用して配分し、細分割には生産額の比率を利用した。